

国立大学法人兵庫教育大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 本学が定める役員に支給する期末特別手当（ボーナス）において、役員の俸給等に、その者の職務実績に応じ、経営協議会が定める割合を乗じた額としている。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 〔 人事院勧告に準拠し、12月1日から俸給月額を0.3%の減額を行い、12月期の期末特別手当（ボーナス）の支給割合を100分の2.5引き上げた。 〕

理事 〔 人事院勧告に準拠し、12月1日から俸給月額を0.3%の減額を行い、12月期の期末特別手当（ボーナス）の支給割合を100分の2.5引き上げた。 〕

理事(非常勤) 〔 特になし 〕

監事 〔 特になし 〕

監事(非常勤) 〔 特になし 〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	17,956	12,812	5,144	0 ()		
理事 (1+9/12人)	25,251	17,184	6,288	759 (調整手当) 651 (通勤手当) 369 (単身赴任手当)	7月1日 1名	
理事 (非常勤) (1人)	3,300	3,300	0	0 ()		
監事 (0人)	0	0	0	0 ()		
監事 (非常勤) (2人)	1,000	1,000	0	0 ()		

注1：年度途中で就任した理事については、1月を1/12人と換算して記載した。

注2：「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤していた役員に本学就任後2年間に限り支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況（平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 予算全体にしめる割合を前年度以下に抑えることとし、可能な限り抑制するよう務め、現員見込数に基づく所要額により運用。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 給与法上に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年的人事院勧告に準拠して給与水準を決定した。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期（6月・12月）における支給割合の増減を行っている。 〕

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日（以下「基準日という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。（給与法に準拠）
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。（給与法に準拠）
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。（給与法に準拠） 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。（給与法に準拠）
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。（給与法に準拠）

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

〔 人事院勧告に準拠し、12月1日から俸給月額を0.3%の減額を行い、扶養手当の配偶者に係る手当額を13,500円から13,000円に減額を行った。
また、12月期の勤勉手当（ボーナス）の支給割合を100分の2.5引き上げた。 〕

2 職員給与の支給割合

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	275	46.4	7,821	5,636	141	2,185
事務・技術	82	43.4	5,970	4,359	123	1,611
教育職種 （大学教員）	154	49.7	9,195	6,577	167	2,618
医療職種 （病院医師）	0					
医療職種 （病院看護師）	0					
教育職種 （附属義務教育学校教員）	35	38.8	6,337	4,644	70	1,693
その他医療職種 （医療技術職員）	1					
その他医療職種 （看護師）	1					
その他	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 （大学教員）						
医療職種 （病院医師）						
医療職種 （病院看護師）						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 （大学教員）						
医療職種 （病院医師）						
医療職種 （病院看護師）						
非常勤職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 （大学教員）						
医療職種 （病院医師）						
医療職種 （病院看護師）						

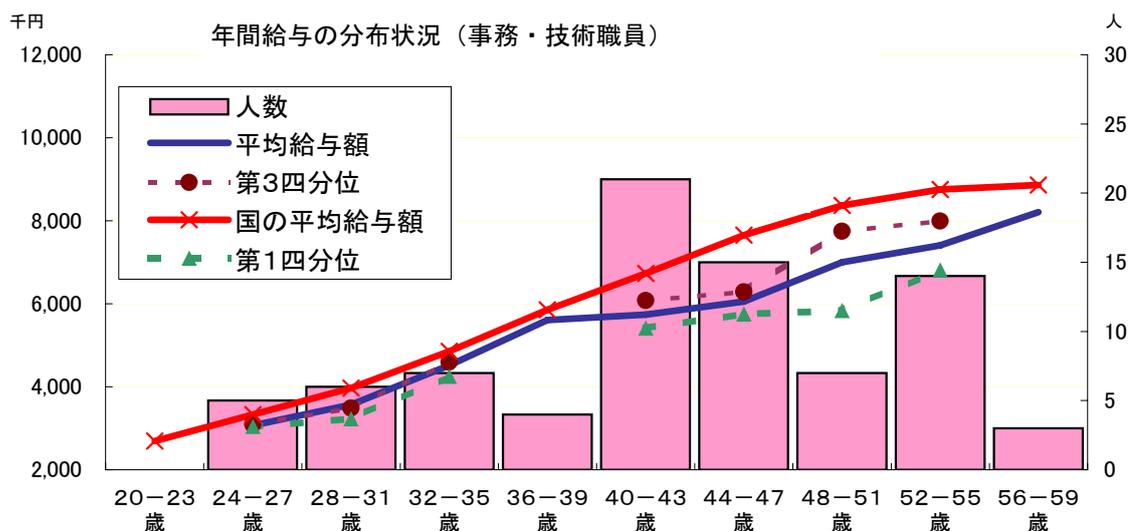
注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：「教育職種（附属義務教育学校教員）」には、附属幼稚園教員を含む。

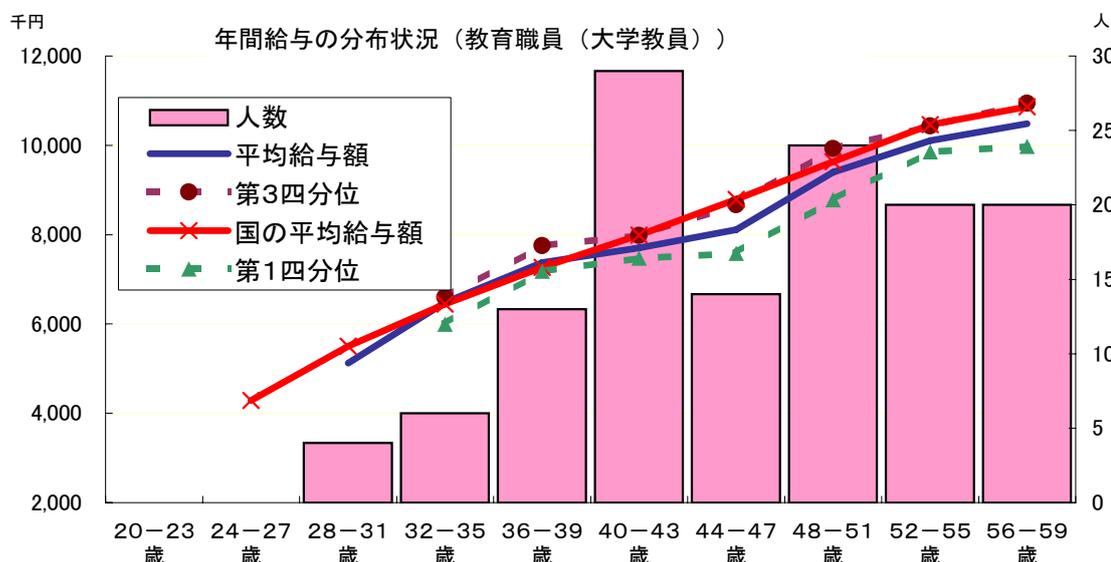
注3：「常勤職員（その他）」とは、自動車運転手、調理師である。

注4：常勤職員の「その他医療職種（医療技術職員）」「その他医療技術職員（看護師）」「その他」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員）〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



注：該当者が4人以下の年齢階層については第1・第3分位折れ線を表示していない。

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ [°]	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第1分位 千円	第3分位 千円
代表的職位 (・課長 ・課長補佐 ・係長 ・主任 ・係員)	7	52.9	7,989	8,371	8,901		
	10	53.0	6,925	7,355	7,745		
	32	46.1	5,767	6,182	6,530		
	21	39.5	4,596	5,156	5,463		
	12	29.3	3,073	3,436	3,374		

（教育職員（大学教員））

分布状況を示すグループ [°]	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第1分位 千円	第3分位 千円
代表的職位 (・教授 ・助教授 ・講師 ・助手)	80	56.4	9,915	10,390	10,847		
	58	43.5	7,528	7,893	8,256		
	9	40.6	6,722	7,048	7,251		
	7	35.6	5,109	5,412	5,887		

注：本学では係員は課員，係長は主査の職名を用いてる。

③ 職級別在職状況等（平成18年4月1日現在）（事務・技術職員／教育職員(大学教員)）
（事務・技術職員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		課員	課員主任	主任主査	主査 主任 課長補佐 室長	主幹 課長補佐 室長
人員(割合)	82人	5人 (6.1%)	10人 (12.2%)	47人 (57.3%)	11人 (13.4%)	6人 (7.3%)
年齢(最高～最低)		27～26歳	40～28歳	54～34歳	55～46歳	58～39歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,299～ 2,168千円	3,603～ 2,344千円	5,020～ 2,987千円	5,926～ 4,713千円	6,111～ 5,310千円
年間給与額(最高～最低)		3,146～ 2,986千円	4,821～ 3,207千円	6,965～ 4,074千円	8,241～ 6,530千円	8,286～ 7,257千円

区分	6級	7級	8級
標準的な職位	課長	部長	部長
人員(割合)	3人 (3.7%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	58～50歳		
所定内給与年額(最高～最低)	6,867～ 6,216千円		
年間給与額(最高～最低)	9,437～ 8,507千円		

（教育職員（大学教員））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手	講師	助教授	教授
人員(割合)	154人	該当者なし	7人 (4.5%)	10人 (6.5%)	57人 (37%)	80人 (51.9%)
年齢(最高～最低)			47～29歳	45～31歳	58～35歳	64～43歳
所定内給与年額(最高～最低)			4,370～ 3,418千円	6,232～ 3,900千円	6,513～ 4,464千円	8,772～ 5,835千円
年間給与額(最高～最低)			6,054～ 4,700千円	8,349～ 5,483千円	9,093～ 6,143千円	12,195～ 8,164千円

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	67.2%	69.3%	68.3%
	査定支給分(勤勉相当)	32.8%	30.7%	31.7%
	(平均) 最高～最低	35.2～31.4%	32.9～29.4%	32.6～30.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	68.9%	67.7%
	査定支給分(勤勉相当)	33.6%	31.1%	32.3%
	(平均) 最高～最低	39.6～31.2%	34.0～29.2%	35.0～30.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.0%	68.5%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当)	34.0%	31.5%	32.7%
	(平均) 最高～最低	40.0～32.1%	37.4～29.9%	38.7～31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.5%	68.8%	67.7%
	査定支給分(勤勉相当)	33.5%	31.2%	32.3%
	(平均) 最高～最低	40.4～31.5%	37.9～29.4%	39.1～30.4%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.4

対他の国立大学法人等

98.7

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))

96.7

対他の国立大学法人等

95.5

注1：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2：教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項
特になし

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,625,336	千円 2,620,021	千円 (%) 5,315 (0.2)	千円 (%) 5,315 (0.2)
退職手当支給額 (B)	千円 288,494	千円 252,842	千円 (%) 35,652 (14.1)	千円 (%) 35,652 (14.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 129,666	千円 106,373	千円 (%) 23,293 (21.9)	千円 (%) 23,293 (21.9)
福利厚生費 (D)	千円 335,617	千円 328,125	千円 (%) 7,492 (2.3)	千円 (%) 7,492 (2.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,379,113	千円 3,307,361	千円 (%) 71,752 (2.2)	千円 (%) 71,752 (2.2)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」について

人事院勧告に準拠した給与改定（12月1日から俸給月額を0.3%、扶養手当の配偶者に係る手当額を500円減額し、12月期勤勉手当（ボーナス）の支給割合を100分の2.5引き上げた。）を行い、また、定員を前年度から2名削減したが、昇給等により一人当たりの給与（年額）が増額となったため、給与、報酬等支給総額が前年比0.2%増となった。

産前産後休暇中の教職員の代替職員の確保のために、非常勤職員の採用を行い、また、外部資金によるプロジェクト遂行のために非常勤職員の採用を行ったため、非常勤役職員等給与が前年比21.9%増、福利厚生費が前年比2.3%増となったこと、退職手当支給額が前年比14.1%になったことから、最広義人件費が前年比2.2%増となった。

今後、定年退職者の後任補充を原則として凍結することにより、人件費削減に取り組むこととする。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」（17.12.24閣議決定）による人件費削減の取組の状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」（17.12.24閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。 人事院勧告に準拠した給与構造改革の見直しを行う。

・基準年度（平成17年度）の「給与、報酬等支給総額」及び「人件費予算相当額」について （なお、単位は千円単位）

平成17年度の「給与、報酬等支給総額」 2,625,336
平成17年度の「人件費予算相当額」 2,825,377

IV 法人が必要と認める事項

特になし